

千葉県立中央博物館における競争的資金の不正使用に係る調査等について

平成28年8月26日 館長決裁

第1 趣旨

本書では、「千葉県立中央博物館における競争的資金等の管理・監査に係る基本方針」（以下「基本方針」という。）の定めるところにより、千葉県立中央博物館（以下「当館」という。）における競争的資金の不正使用に関する告発等があった場合又は不正使用の疑いがある事案が生じた場合の調査等に関し必要な事項を定める。

第2 定義

本書において、「不正使用」とは、職員が競争的資金を財源とした活動を行う過程において、故意もしくは重大な過失により競争的資金を他の用途へ使用することまたは「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）及び関係法令、競争的資金等の交付等の際の条件、並びに「千葉県立中央博物館における研究活動上の行動規範」「千葉県立中央博物館科学研究費助成事業取扱要項」「千葉県立中央博物館の研究活動における不正行為への対応等に関する要綱」「千葉県立中央博物館における競争的資金等の管理・監査に係る基本方針」に違反して使用することをいう。

第3 不正使用の告発に係る事案の調査等

- (1) 職員に係る不正使用の告発があった場合は、原則として、予備調査を当館が主体的に実施し、本調査等においては当館と千葉県教育委員会が連携して告発された事案の調査を行うものとする。
- (2) 被告発者が当館以外の機関にも所属する場合は、原則として被告発者が告発された事案に係る活動を主に行っていた機関を中心に、所属する複数の機関が合同で予備調査を行うものとする。ただし、中心となる機関や調査に参加する機関については、当該機関と協議の上、事案の内容等を考慮して決定する。
- (3) 現に当館に所属する被告発者が、当館以外の機関で行った活動に係る告発があった場合には、当該機関と合同で、告発された事案の予備調査を行う。
- (4) 被告発者が、当館を離職している場合には、被告発者が現に所属する機関と合同で、告発された事案の予備調査を行う。被告発者が離職後、いずれの機関にも所属していないときは、告発された事案に係る活動を当館で行っていた場合には、当館が事案の予備調査を行う。
- (5) 上記(1)から(4)に基づき当館が告発された事案の調査を行うこととなった場合には、被告発者が当館に現に所属しているかにかかわらず、誠実に予備調査を行う。
- (6) 被告発者が、予備調査開始のとき及び告発された事案に係る活動を行っていたときの双方の時点でいかなる機関にも所属していなかった場合や、調査を行うべき機関による調査の実施が極めて困難であるなどの理由により、資金配分機関が調査を行うこととなった場合には、当館は当該資金配分機関の調査に誠実に協力するものとする。
- (7) 当館は、必要に応じて告発された事案に係る研究分野の関連機関や学協会等の科学コミュニティに、調査を委託すること又は協力を求めることができる。

- (8) 予備調査と本調査の体制、期間、方法、結果の公表、告発者及び被告発者に対する措置については、「千葉県立中央博物館の研究活動における不正行為への対応等に関する要綱」第12条から第27条を準用する。この場合「不正行為」とあるのは「不正使用」と読み替えるものとする。
- (9) 館長は、告発を受理した日から30日以内に本調査の要否を資金配分機関に報告し、調査の必要がある場合は、調査方針、調査対象及び方法について協議するものとする。
- (10) 館長は本調査の終了前であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに資金配分機関に報告するとともに、本調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、資金配分機関による当該事案に係る資料の提出依頼または閲覧、現地調査に応ずるものとする。
- (11) 館長は、調査検討会から本調査の意見を聞き、結果をまとめたときは、資金配分機関にも速やかに報告するものとする。また、期限までに調査が完了しない場合であっても調査の中間報告を資金配分機関に行うものとする。